

認定調査だより

No.10



日中はまだまだ暑いですが、暦のうえでは秋となり空もすこし高くなって、夜には秋の訪れを告げる虫の声も聞こえてくるようになりました。

引き続き、定義の再確認・特記のポイントに重点を置き、今回は近頃ちょっと気になる特記事項を取り上げます。

まずは、【1-12 視力（能力）】テキスト63頁～66頁参照



【調査項目の定義】一定期間：調査日より概ね過去1週間

見えるかどうかの能力

認定調査員が実際に視力確認表の図を調査対象者に見せて、視力を評価する。

【B 調査員さんが作成した特記事項】

裸眼で調査員の名札が読めた。テレビの細かな文字は見えており、日常生活に支障はない。

【選択項目：普通】



う～ん…。見えているみただけで「見える」と「読める」は違うよね。「名札」を見せているようだけどこの確認方法は定義に当てはまらないよ。どの程度見えているか分からないし、何を根拠に「普通」を選択したのかも分からないよね？

【振り返ってみよう！】

- ☆視力確認表の図を正面に置いて「見える」か「見えない」かの確認はできているかな？
- ☆「見える」ならどの程度「見える」のか新聞等を見せて確認をしているかな？
- ☆「眼鏡」等の使用状況の有無は確認しているかな？
- ☆日頃の状況は聞き取れているかな？



評価の基準は視力確認表の図



次に、【3-4 短期記憶（能力）】テキスト105頁～106頁参照



【調査項目の定義】一定期間：調査日より概ね過去1週間
面接調査日の調査直前にしていたことについて、把握しているかどうかのこと

【C 調査員さんが作成した特記事項】

昼食のメニューや食べた時間を尋ねるが答えられなかった。

【選択項目：できない】



う～ん。なんだか質問の内容がすごく難しくなっているような…
どのように質問したんだろう？

定義は「調査直前にしていたことの把握」。
聞き取りは「私が来る前は何をしていましたか？」の質問に対し、
「ごはんを食べとった」「テレビを観とった」などと答えられればいいよ。
何を食べたか？いつ食べたかなど詳細に把握していなくてもいいよ。



【C 調査員さんに確認後修正した特記事項】

昼ごはんを食べていたと正しく答えた。

【選択項目：できる】

【審査会から調査員さんへお願いしたいこと】

◎概況の欄に「ぜひ記入してもらいたい！」3つこと

- ①申請に至った経緯
- ②調査対象者の主訴
- ③認定調査時の同席者の有無



さらに文字の大きさ（9P以上）が揃っていて簡潔に書いてあると読みやすくて
助かります。

とご意見をいただきましたのでご協力お願いします。

【平成29年8月21日 発行元：岡山市介護保険課】